

第1節 災害情報の収集

震災が発生した場合、市民は、気象庁や国、市からの情報を適宜入手し、早めに的確な避難行動を実施する。

第1 自宅等の災害リスクの確認

自宅等の場所において、どのような災害リスクがあるか把握する。

1 災害リスク把握できる情報

名 称	内 容
「地震ハザードマップ」	「地震ハザードマップ」は、震度分布マップ、液状化危険度マップ、避難施設のほか、災害情報の集め方、地震から身を守るためにとるべき行動、水・食料の備蓄、非常持出品のチェック等を掲載
加須市防災アプリ	加須市防災アプリは、防災行政無線の放送内容や避難場所、ハザードマップなどの情報がいつでもすぐに確認できるアプリ
加須市防災マップ (ハザードマップ web 版)	加須市防災マップでは、紙やPDFの地震ハザードマップ・水害時の避難行動マップの情報に加え、以下の機能の利用や情報の確認ができ、スマートフォンにも対応 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅周辺の確認ができるマップの拡大機能 ・洪水発生から水が到達するまでのアニメーション ・浸水してから水が引くまでの時間 ・利根川、荒川など河川別の浸水深（水の深さ）の表示 ・6か国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語・スペイン語）に対応した多言語表示

第2 地震ハザードマップの活用

地震ハザードマップを確認して、事前にできる具体的な対策を家族等で検討する。

- ① 地震への心構え（地震の規模や被害想定の確認、地震発生時の行動）
- ② 自主避難できる親類、知人宅、ホテル等の確認と相談
- ③ 指定された避難場所の確認
- ④ 避難に時間がかかる高齢者や体の不自由な方等の避難方法の検討
- ⑤ 避難のタイミングや避難ルートの検討
- ⑥ 自宅避難に備えた備蓄用品の準備・対策
- ⑦ 自宅の耐震診断や家具の転倒防止、
- ⑧ ブロック塀の安全点検
- ⑨ 避難する際に必要となる食料品や生活必需品等の備蓄
- ⑩ 自助・共助・公助による地域防災力の向上

第3 震災時の情報の収集

震災関係の情報の収集については、市からの情報は、次の情報伝達手段にて発信するので、正確かつ確実に情報が入手できる手段を事前に整えておく。

1 市からの情報伝達手段

情報伝達手段	活用内容
ネットメディア	ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ラインによる情報提供を行う。
メール、FAX Lアラート	かぞホットメール、エリアメールによる情報提供を行う。 市議会議員及び報道機関に情報提供を行う。
防災アプリ	スマートフォンなどの携帯電話にアプリをダウンロードし、市からの情報を受信できる。
防災ラジオ	防災行政無線の内容を室内でも、また持ち運びもできるため移動先でも、防災行政無線の放送内容を聞くことができる。
防災行政無線	屋外拡声子局への放送を行う。
消防車	原則として消防団による団車両を活用した広報を行う。 ※必要に応じ警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。
広報紙、チラシ、 張り紙	広報紙臨時版等をできるだけ早期に発行し、各避難場所、掲示板等に配布・掲示する。

2 広報内容

時期	情報内容
震災発生直後の広報	気象・地震に関する状況
	災害対策本部の設置状況
	道路被害状況
	避難行動の呼びかけ
	避難情報発令状況
	震災時避難場所の開設状況
	渋滞情報
被害状況・応急対策に関する広報	家屋倒壊等の状況
	道路被害等の状況
	警戒区域設定等の情報
	震災時避難場所の開設状況
	医療機関の開設・医療救護所の設置状況
	災害応急対策の状況
	二次災害防止に関する情報
	交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）
その他市民が必要としている情報	

支援情報等の広報	市民の安否（避難場所ごとの避難者数等、行方不明者）
	災害用伝言ダイヤルの利用
	デマ情報の防止、警戒状況の情報
	ボランティア活動への呼びかけ
	震災時避難場所における給水・給食・生活必需品配給等救護の状況
	帰宅困難者対策や広域的災害応急対策等の状況
	ライフラインの途絶等の被災状況
	臨時休校等の情報等
	災害廃棄物及び生活等ごみのごみ出し方法・集積所及び仮置場情報
	その他市民が必要としている情報

第2節 適切な避難行動

大規模震災時の避難において、「自らの命は自らが守る」、地域の協力を得て「みんなで逃げる」という意識を持ち、日頃から家族や知人、近所の方とも話し合っ、適切な避難行動ができるよう準備する。

第1 避難の基本的な流れ

災害緊急時には、危険区域内の市民を安全な区域に避難させ、必要に応じて避難場所を開設し、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

市民等の生命又は身体を保護するために必要と認められるときは、避難情報の発令を行う。

避難の誘導は、市職員、警察官、消防職員、消防団員及び自主防災組織（自治協力団体）等が協力して行う。避難は、災害時要援護者（高齢者、障がい者等）等を優先して行い、その後に一般者とする。避難場所の運営は、災害地区支援班が中心となり、自主防災組織（自治協力団体）、民生委員・児童委員や避難者自身の協力を得て実施する。

避難方法については、次の避難の基本的な流れに従い、被災状況や道路状況で異なるが、車では渋滞発生の原因になるため、徒歩、自転車、バイク等により避難を誘導する。

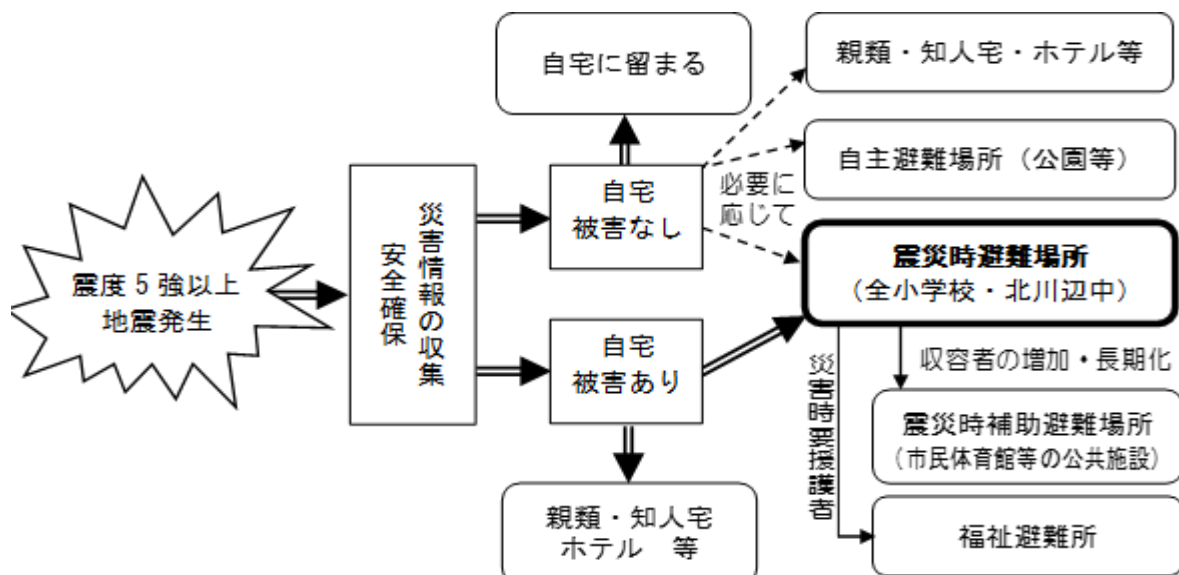
なお、避難情報が発令された地域・地区の住民は、直ちに震災時避難場所へ避難する。

【避難の基本的な流れ】

避難にあつては、次の図のとおり、地震の発生直後は、まず身の安全を確保し、揺れが収まるまで安全を確保し、慌てずにまわりの状況を判断し、揺れがおさまったら、正確な情報収集に努め、その後、家族や近所の方々と協力し消火活動や避難行動を行う。

■地震発生時における避難の基本的な流れ

- ① 自身や家族等の安全を確保、災害情報を収集
- ② 自宅の被害確認
- ③ 避難の必要を検討（自宅に被害がなければ自宅に留まる、もしくは避難する）
- ④ 避難する先は、安全な場所にいる親類・知人・ホテル等や近くの公園等の自主避難場所、全小学校及び北川辺中学校の震災時避難場所へ避難
- ⑤ 状況に応じて震災時補助避難場所（市民体育館等の公共施設）及び福祉避難所に避難



第2 避難情報発令の基準

1 震災に対する避難情報の発令

地震による災害規模等は様々な場合が想定されるが、震災に対する避難情報の発令については、原則、避難指示を発令することとし、伝達すべき対象地域の範囲を踏まえ、局地的な災害による地域を限定した避難を要する場合と、同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合の2つを想定する。

対象地域の範囲	避難指示の発令基準
局地的な災害で地域を限定する場合	① 一定範囲の建物等が被害を受け、居住に危険があるとき。 ② 火災が拡大するおそれがあるとき。 ③ 爆発するおそれがあるとき。 ④ ガスの流出拡散により、周囲地域に危険が及ぶと予想されるとき。 ⑤ 液状化等の被害により著しく危険が切迫しているとき。 ⑥ その他生命、身体を守るため必要と認められるとき。
広域的な災害で地域を限定しない場合	① 河川堤防が地震被害を受け、浸水等による危険があるとき。 ② 広範囲に建物等が被害を受け、居住に危険があるとき。 ③ 火災が延焼し更に拡大し又はそのおそれがあるとき。 ④ ガスの流出拡散により、広域的な危険が予測されるとき。 ⑤ 県災害対策本部長から避難についての指示の要請がなされたとき。 ⑥ その他生命、身体を守るため必要と認められるとき。

2 避難情報発令の内容

避難情報を発令した場合は、次に掲げる事項を明らかにする。

内容		
① 発令者	② 発令の理由及び発令日時	③ 避難の対象区域
④ 避難場所	⑤ その他必要な事項	

第3 避難の際の注意事項

避難する際は、次の事項に心がける。

① 避難情報が発令された地域・地区の方は、速やかに安全な場所へ避難する。
② 避難先は、避難場所だけでなく、安全が確保された親類や知人・友人宅、ホテルなどに避難することも有効である。
③ 二次災害のおそれがある場合は、気象庁や国、県、市から発信する情報を入手し、的確な行動を心掛ける。
④ 避難場所への避難時には、できる限り食料品、生活必需品及び衛生用品等を持参する。
⑤ 避難の際には、体温測定と健康状態を確認する。
⑥ ペットは、ケージに入れる。

第4 避難マニュアルの整備

避難の概要、避難対象の災害、避難判断の基準、避難方法、避難所、避難所の運営、避難所の生活等については、別途個別のマニュアルを整備し、具体的に適切な対応が図れるように努める。

第3節 避難場所運営への協力

震災時避難場所は避難する市民や帰宅困難者が一時的に避難する施設であり、市職員で構成された災害地区支援班を中心に、学校の教職員、施設管理職員、自治協力団体（自主防災組織）、民生委員・児童委員、避難者などが協力し運営するものとする。

第1 震災時避難場所の運営

震災時避難場所の運営は、災害地区支援班が中心となり、自治協力団体や民生委員・児童委員をはじめ、老人クラブ、PTA、女性会、学生などの地域住民組織及び避難者が協力し実施する。

なお、女性や障がい者、及び災害時要援護者に配慮した避難場所運営を行うため、避難場所の運営に関して女性を参画させるように努める。

1 避難場所運営の基本事項

班 長	災害地区支援班の予め指定された者を班長とする。
運営主体	班長は、住民組織が自主的な活動で運営できるように、自治協力団体の代表、学校管理者等と運営に当たる。また、ボランティアは、班長と協議し避難場所運営を補助する。
避難場所ルールの厳守	① ゆずりあい、支えあいの心で生活する。 ② プライバシーを尊重し、むやみに他人の場所に立ち入らない。 ③ お年寄りや身体の不自由な方、乳幼児を抱えた方等の要支援者への配慮と気配りをする。 ④ 救援物資や食事の配給、トイレの清掃、ごみの片づけなどを率先して行う。

2 運営

傷病者の報告	傷病人の発生がある場合は、必要に応じて衛生班へ報告する。
定期報告	1日1回午前10時に収容者の健康状態を衛生班に報告する。
日誌	避難場所の運営状況について、避難場所日誌に記録する。
食料、生活必需品の調達・供給	① 班長は、避難場所の食料、生活用品、その他の物資の必要数を救援班に報告し、調達を要請する。 ② 物資を受け取った際は、避難場所物品受払簿に記録し、住民組織、ボランティア等の協力を得て供給する。
炊き出し	必要に応じて、自治協力団体やボランティア等と連携し炊き出しを行う。
グループ分け	グループ分けは、避難場所での指示伝達、意見の把握を効率的に行うための分けである。 ① グループ分けは、自治協力団体の地区単位等とし、適当な人員（30人程度）で編成する。グループ分けに際しては班長と避難者で協議し編成する。 ② 各グループに代表者を選定し、情報の受け渡しは代表者を經由して行う。
清掃・衛生対策	班長は、避難者との協力によりトイレ、ゴミ置き場、ゴミの分別等の清掃体制等の衛生対策を確立する。

<p>感染症対策</p>	<p>① 受付時には、問診（健康チェック、体温測定等）を行う。 ② マスク・フェイスシールド等を着用し、感染予防に努める。 ③ 避難スペースは、段ボールパーテーション等を活用し、避難者間の間隔を十分確保する。 ④ 発熱や咳、倦怠感等の症状が出ている方に対しては、車で来た方は車内での待機、その他の方は、専用スペース（できる限り個室）に移動させる。</p>
<p>プライバシーの保護</p>	<p>班長は、避難者の性別等を踏まえ、プライバシーの確保に留意する（更衣室や授乳室等の確保）。</p>
<p>災害時要援護者への配慮</p>	<p>① 福祉部各班は、住民組織やボランティア等の協力を得て、災害時要援護者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。 ② 調査の結果に基づき、必要品等の調達に努めるほか福祉避難スペースをはじめ避難場所内でも比較的落ち着いた場所を提供する等の配慮を行う。</p>
<p>避難場所開設・運営初動対応マニュアルの活用</p>	<p>避難場所の運営は、市職員だけでなく、地域市民やボランティアとの方々と連携・協力して行うことが望ましいため、また、各避難場所が一定の避難場所生活の水準を維持できるように、避難場所開設・運営初動対応マニュアルを活用する。</p>

3 長期化する場合の留意事項

避難場所の開設が長期化する場合は、避難場所を統合・再編し、生活環境に配慮した間取を確保し、避難場所運営体制を整え、衛生環境や心身の健康状態の管理等に努める。

<p>避難場所運営</p>	<p>① グループ分けの再検討 ② 情報提供体制の確立 ③ 避難場所運営ルールの徹底 ④ 避難場所パトロールの実施 ⑤ 自主運営体制の整備 ⑥ 暑さ寒さ対策 ⑦ 入浴及び洗濯の機会の確保 ⑧ 生活環境（プライバシー確保等）の改善対策</p>
<p>保健・衛生対策</p>	<p>① 救護所の設置 ② 巡回健康相談、栄養相談の実施 ③ 食品衛生対策</p>
<p>避難場所の統廃合</p>	<p>震災の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ避難場所の統廃合を図る。</p>
<p>施設の本来機能の回復</p>	<p>① 学校授業再開に向けた対策 ② その他の施設の再開に向けた対策</p>

第4節 防災訓練への参加

災害が発生した時には、市では防災関係機関と綿密な連絡をとりながら、全力をあげて防災活動を行います。道路の寸断、建物の崩壊、断水、停電、同時多発の火災など悪条件が重なり、防災関係機関だけの活動には限界があり、十分な対応ができないことが予測される。

防災訓練は、実際に災害が発生した場合を想定し、『自らの命は自ら守る』『自分たちの地域は自分たちで守る』という自助・共助の精神に基づき、初期消火活動、被災者の救出・救助や避難活動、避難場所の運営等を行うものである。

市民は、日頃から地域内の安全点検や住民への防災意識の普及・啓発、防災訓練等を行い、地域の被害をできるだけ少なくするため、積極的に訓練及び研修会等に参加する。

第1 市が主催する訓練・研修会

1 総合防災訓練

防災関係機関・各団体及び地域住民が一体となって、予測しがたい災害に対処できるように、防災活動の迅速化と防災活動に必要な技術の習得向上を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図り、もって被害の軽減、被災者の救援をはじめ、災害復旧の万全を期することを目的とする。

2 地区防災訓練

市、防災関係機関、地区住民による初期消火、応急救護訓練等の実践的なものとして、同時多発的災害に対し地区における防災力の強化及び市民の『自分たちの地区は自分たちで守る』という防災意識の高揚を図るものとし、災害時の市職員の動員、避難場所の開設、避難者の受入等、初動体制が迅速かつ効果的に機能できるようにするものとする。

3 防災講演会

地域防災力の向上を図るとともに、自助、共助、公助の観点から、地域市民の自主的な避難行動に結びつく地域防災力の向上を図るとともに迅速・的確な災害対応がとれるようにするために、専門家による効果的な防災講演会を実施し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ることを目的とする。

第2 市民が主催する訓練・出前講座

1 自主防災訓練

自主防災訓練は、各地区の自主防災組織にて、実際に災害が発生した場合を想定し、『自らの命は自ら守る』『自分たちの地域は自分たちで守る』という自助・共助の精神に基づき、初期消火活動、被災者の救出・救助や避難活動、避難場所の運営等を行う。

2 出前講座

自然災害等に対する備えや市が行う防災対策についての理解と関心を深め、市民等の意識の高揚や、地域の防災活動の活性化を図り、もって防災につよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。